

自然体感展望台 六甲枝垂れ利用約款

第1条（目的）

自然体感展望台 六甲枝垂れ（以下「当施設」といいます。）へ入場される方（以下「利用者」といいます。）は、この約款の定めるところに従い、当施設を利用しなければならないものとします。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには一般の慣習によります。

第2条（告知）

当施設は、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者におかれましては、次の各項の事柄をよく理解のうえ、事故なく当施設をご利用いただくよう告知します。

- 2 庭園内は自然の地形を活かしているため段差、凹み等があります。
- 3 当施設を利用いただく際は、自分の判断で無理をせず、十分ご注意のうえご利用ください。当施設の責めに帰すべき事由によらずに怪我をされた場合、当施設は一切責任を負いかねます。
- 4 当施設の一部構築物には利用制限や体験方法についての制限がありますので、当施設における掲示及び係員の指示に従ってご利用ください。
- 5 当施設は、雨天、悪天候時や点検整備などにより予告なく営業を中止する場合があります。
- 6 降雨や雨上がりなどで施設内が濡れている場合や、降雪や凍結が見られる場合は滑りやすくなりますので、細心の注意を払ってご利用ください。
- 7 雨、土、自然の木の樹液や汁、作品等による服、靴等の汚れにつきましては、一切責任を負いかねます。
- 8 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止めください。
- 9 当施設に過失のない怪我（虫刺され等を含みます。）、事故、紛失、盗難等につきましては、一切責任を負いかねます。

第3条（入場拒否）

次の各号に当てはまる場合、当施設への立ち入りをお断りします。

- (1) 利用者の中に次の事由のいずれかに該当する者がいると認められる場合
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会勢力（以下これらを総称して「暴力団等反社会勢力」といいます。）に属する者
 - イ 暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者
 - ウ その役員のうち暴力団等反社会勢力に該当するものを含む法人に属する者
 - エ 泥酔又はその状態に著しく近い者
- (2) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をするおそれがあり、当施設の管理上支障があると認められる場合
- (3) 当施設又は当施設の従業員に対し、暴力的要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求するおそれがある場合
- (4) この約款において定める禁止事項を行うおそれがある場合
- (5) 上記に加え、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められた場合

第4条（利用の中止、退場措置及び通報措置）

前条各号に当てはまる場合、直ちに当施設の利用をお断りし、当施設から退場していただきます。もし当施設の指示に従っていただけない場合は、警察等関係機関に通報いたします。

- 2 当施設において、次のいずれかの行為をすることを禁止します。
 - (1) ペット（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除きます。）を連れての入場

- (2) 庭園内の植物に危害を与える行為及び盗難行為
 - (3) 酒気帯び、悪ふざけ等による危険行為
 - (4) ラジコン、ドローン等の無線飛行機の持ち込み及び使用（イベントの開催時等当施設が許可した場合は除きます。）
 - (5) 歩行喫煙（喫煙は指定の場所をお願いいたします。）
 - (6) 自転車、三輪車その他タイヤの付いた乗り物（ベビーカー及び車いすを除きます。）の乗り入れ
 - (7) スケートボード、インラインスケート等での滑走（イベントの開催時等当施設が許可した場合は除きます。）
 - (8) 無許可での営業行為、チラシの配布、広告宣伝活動、集会又は演説
 - (9) 無許可での商業的利用を目的とした録音、録画又は撮影
 - (10) 入場券、入場引換券等のチケットの売買、転売等のダフ屋行為
 - (11) 火気の使用
 - (12) 爆発物、鉄砲刀剣類等の危険物の持ち込み
 - (13) 当施設内の安全・風紀・秩序を乱し、他人に迷惑及び不快感を与える行為
 - (14) 当施設の運営の妨げとなる一切の行為
 - (15) 当施設における掲示及び当施設の従業員の指示を守らない行為
- 3 前2項により当施設が利用者を退場させた場合であっても、当該利用者に対し、入場料等（食事料金、買い物料金、体験料金、駐車料金その他一切の料金を含みます。以下同じ。）の払戻しは行いません。
- 4 当施設は、本条第1項又は第2項に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

第5条（入場料等の払戻し）

当施設は、原則として、入場料等の払戻しは一切行いません。ただし、当施設の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

第6条（再入場について）

当施設入場の際に発行しているレシートがあれば、ご購入当日限り再入場が可能です。ただし、レシートを紛失した場合は、再入場はできません。

第7条（利用者の責任）

利用者は、法令、この約款その他当施設が定める規則、当施設における掲示又は当施設の従業員等の指示を守らなかったこと等により当施設に損害を与えたときは、当施設に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第8条（改訂）

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

- 2 この約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附 則

この約款は、2023年3月18日より実施します。